

## リース会計、検討再開

制度調査部

吉井 一洋

### 売買処理への一本化の方向に

#### 【要約】

リース会計に関するASBJ(企業会計基準委員会)での審議が再開された。

10月14日の委員会では、現在の例外的処理(賃貸借処理)をとりやめ、基本的に「売買処理に準じた処理」に一本化する方向で、専門委員会において検討する旨が概ね了解された。

リース会計の検討が開始されてから3年になるが、実質的に審議は停滞している。審議の前進が望まれるところである。

リース会計に関するASBJ(企業会計基準委員会)での審議が再開された。

リースのうちファイナンス・リースの会計処理は、売買処理を原則としている。しかし、所有権移転外のファイナンス・リースについては、注記を条件に、賃貸借処理が認められており、大半の企業が賃貸借処理を採用している。この例外処理を廃止し、売買処理に一本化することが検討課題となっていた。

10月14日の委員会でリース会計が審議されたが、この委員会で「売買処理への一本化が決定される」との新聞報道が事前になされたことから、1週間前に委員会の傍聴の受付が開始されるや否や申し込みが殺到し、その日のうちに傍聴の申し込みが締め切られた。当日はリース会計に関する審議が終わると、傍聴者の半数近くは、他の審議を傍聴すること無く退席していった。おそらく、業界関係者等であったと思われる。当日の委員会では、ファイナンス・リースの会計処理を、基本的には「売買処理に準じた処理」に一本化する方向で審議する旨が、概ね了承された。詳細は、今後、専門委員会で審議される。

「売買処理に準じた処理」では、少なくとも以下の処理を行うことが求められる。

借手：リース資産の計上及びその償却、リース債務の計上

貸手：リース資産の譲渡及びリース債権の計上

リース会計の検討は、2002年8月に開始されたが、2003年7月に議論が中断され、2004年3月に、税務との調整が不可欠ということで、一旦、業界に検討を委ねる旨が決定された。1年後の2005年3月にリース事業協会から報告書が公表された。同報告書で売買処理に代わる三つの案(注1)が提示されたが、税務当局との調整は行われなかった。結局、業界団体での検討を経由し、今回、ようやくスタート時点に戻ったという状況である。

(注1) 次の三つの方法が示されている。専門委員会でも、このうちA、Bについては、検討される模様である。

A案：借手においてリース債務は計上するが、損益計算書上は賃貸借処理

B案：リースを「使用権」の売買とみる会計処理

C案：個別財務諸表上は賃貸借処理、連結財務諸表で売買処理

ちなみに、税務上の問題点としては、次の点が指摘されている。

わが国の税法が確定決算主義を採用していることから、会計上、売買処理を行った場合は、税務においても賃貸借性が否定され売買処理となる可能性がある。この場合、リース事業の基盤が損なわれるおそれ大きい。(借手においてリースによる実質的な加速償却ができなくなるなど)貸手において、賃貸借処理を売買処理に変更した場合、賃貸借処理のときよりも課税所得が先行して計上される。

会計上売買処理が適用されるとすると、貸手において会計上は減価償却費が計上されなくなる。仮に、税務上賃貸借処理が認められたとしても、税務上減価償却費を損金算入するためには、会計上も減価償却費を計上することが要件となっているので、貸手において、税務上、リース会計終了時まで減価償却費相当額の損金算入が認められない可能性がある。

税務上の取扱いと会計上の取扱いが異なる場合には、申告調整が認められるか不明であり、申告調整が認められた場合でも、事務負担が大きなものとなる可能性がある。

10月14日の審議でも、売買処理一本化という方向性を出すほど審議していない、税務との調整が確保されるまで適用を待つべきとの反対意見が産業界側から出された(注2)。しかし、検討を開始して既に3年が経過しており、A S B Jの結論も税務に縛られる性格のものではない。会計基準変更によってリース業界が壊滅的な打撃を受けるのは望ましくないが、特定の業界への過大な配慮は、今後の会計基準の検討において悪しき先例を残すことになる。いたずらに結論を先延ばしすることなく、審議を進めることが望まれる。

(注2) A S B Jでも、税務の調整のため、見直し後の基準の適用に猶予期間を設けることを考えてはいるが、税務との調整の完了を適用の条件とするつもりはない。